

地方法人関係税の主な制度改正について



令和2年10月
広島県

電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直しについて

令和2年度税制改正において、電気供給業のうち発電事業等及び小売電気事業等に係る法人事業税の課税方式の見直しが行われました。

令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、次の各割の合算額となります。

【法人事業税の税率】

| 事業の区分 | 法人の種類 | 区分 | 課税標準 | R元.10.1~R2.3.31 までに開始する事業年度 | R2.4.1以後に 開始する事業年度 |
|------------------------|----------------------------------|-------|--------|--------------------------------|-----------------------|
| 発電事業等 及び小売電 気事業等 | 資本金の額又は出 資金の額が1億円 を超える普通法人 | 収入割 | 収入金額 | 1.0% | 0.75% |
| | | 付加価値割 | 付加価値額 | — | 0.37% |
| | | 資本割 | 資本金等の額 | — | 0.15% |
| | 上記以外の法人 | 収入割 | 収入金額 | 1.0% | 0.75% |
| 所得割 | | 所得金額 | — | 1.85% | |

【特別法人事業税の税率】

| 区分 | 課税標準 | R元.10.1~R2.3.31 までに開始する事業年度 | R2.4.1以後に 開始する事業年度 |
|---------------------------|----------|--------------------------------|-----------------------|
| 収入金課税（発電事業等及び 小売電気事業等） | 基準法人収入割額 | 30.0% | 40.0% |

◆発電・小売電気事業を行う法人の皆さまへ◆

◆発電・小売電気事業を行う場合、第6号様式（その2）又は第6号の3様式（その2）により申告することとされましたが、広島県ではシステム対応が完了するまでの間（令和3年9月予定）、現行どおり第6号様式又は第6号の3様式の申告書用紙及びプレ申告データを送付（送信）することとしています。

◆発電・小売電気事業を行う法人につきましては、第6号様式（その2）又は第6号の3様式（その2）により申告していただくようお願いします。

◆申告書用紙が必要な場合は、広島県ホームページからダウンロードしていただくか、最寄りの県税事務所までご連絡ください。

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充について

令和2年度税制改正において、適用期限を5年間（令和7年3月31日まで）延長するとともに、次のとおり税額控除割合が引き上げられています。

| 税目 | 改正前 | | ⇒ | 改正後 |
|-------------|-------------------------|--------------------------------|---|-----------------------|
| | ~R元.9.30までに 開始する事業年度 | R元.10.1~R2.3.31 までに開始する事業年度 | | R2.4.1以後に 開始する事業年度 |
| 法人県民税(法人税割) | 5.0% | 2.9% | | 5.7% |
| 法人事業税 | 10% | 10% | | 20% |

大法人の電子申告の義務化について

平成30年度税制改正において、対象法人が行う法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の申告は、電子情報処理組織を使用する方法（eLTAX）により提出しなければならないこととされました。

【適用開始事業年度】

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

【対象税目】

法人県民税，法人事業税，特別法人事業税

【対象法人】

次の(1)及び(2)に掲げる内国法人をいいます。

(1) 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人（法人県民税均等割のみを課される法人も対象となります。）

(2) 相互会社，投資法人及び特定目的会社

【対象申告】

対象法人が提出する申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類のすべて

【留意点】

電子申告義務化の対象となる法人が法定申告期限までにeLTAXにより電子申告せず，書面により申告した場合には不申告として取り扱われます。

ただし，電気通信回線の故障，災害その他の理由によりeLTAXを使用することが困難であると認められる場合で，事務所又は事業所所在の道府県知事の承認を受けた時は，書面により申告書及び添付書類を提出することができます。

この場合，道府県知事の指定を受けようとする期間の開始の日の15日前（理由が生じた日が申告書の提出期限の15日前の日以後である場合は，当該期間の開始の日）までに申請書の提出が必要です。

法人税の申告書を書面により提出することについての申請書（e-TAXによる申告が困難である場合の特例の申請書）を所轄税務署長に提出したことを明らかにする書類を，申告書の提出期限の前日又は申告書に添付して当該提出期限までに申告を行う地方公共団体の長に提出した場合は，同様に申告書及び添付書類を書面により提出することができます。

財務諸表の電子的提出一元化について

平成30年度税制改正において，法人事業税における外形標準課税及び収入金課税対象法人が法人税の申告をe-TAXにより行い，その際貸借対照表及び損益計算書を電子的に提出している場合には，法人事業税の申告において添付が必要とされる貸借対照表及び損益計算書の提出が不要とされました。

【適用開始時期】 令和2年4月1日以後に終了する事業年度

<お問い合わせ先>

| | | |
|---------|----------|------------------------------|
| 西部県税事務所 | 法人課税課 | TEL 082-513-5353, 5355, 5357 |
| 東部県税事務所 | 課税第一課 | TEL 084-921-1306 |
| 北部県税事務所 | 課税課 | TEL 0824-63-5181 |
| 県庁税務課 | 指導第一グループ | TEL 082-513-2327 |